

平成23年5月12日

役員退職慰労金制度の廃止及び株式報酬型ストックオプションの導入について

武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）は、平成23年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止を決議するとともに、株式報酬型ストックオプションの導入を平成23年6月29日開催予定の第88回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

役員報酬制度を見直し、役員業績向上及び企業価値向上に対する貢献意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高めるものであります。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金を本年6月29日開催予定の定時株主総会をもって廃止し、当該定時株主総会後も引き続き在任する取締役及び監査役に対し、退職慰労金の打ち切り支給を行う旨の議案を当該定時株主総会に付議いたします。

(2) 株主報酬型ストックオプションの導入

当行の企業価値を反映した株価と役員報酬の連動性を高めるため、取締役に対し、権利行使価格を1株当たり1円に設定した株式報酬型ストックオプションを導入いたします。本株式報酬型ストックオプションの導入については、本年6月29日開催予定の定時株主総会に付議いたします。

なお、取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は別紙のとおりといたします。

また、監査役報酬については、監査役独立性を高めるため、役員退職慰労金制度を廃止し、月額報酬のみといたします。

以上

報道機関からのお問い合わせ先

人 事 部 田 村

TEL : (048)641-6111(代)内線 2251

取締役に対して発行するストックオプション（新株予約権）の内容

（１） 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

①新株予約権の総数

600個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権の上限とする。

②新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とする。

また、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、本議案の決議の日（以下「決議日」という。）後、当行が株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものとする。

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数は、60,000株を上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

（２） 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において算定された新株予約権の行使価格を基準として当行取締役会で定める額を新株予約権1個当たりの払込金額とする。

（３） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

新株予約権の行使に際して出資される財産の価格は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

（４） 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から25年以内とする。

（５） 新株予約権の主な条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。

（６） 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

（７） その他新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

※上記の内容については、平成23年6月29日開催予定の第88回定時株主総会において「取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額及び内容決定の件」が承認されることを条件といたします。

以 上